

三酸化ニアンチモンが 特定化学物質に追加されました

1. 三酸化ニアンチモンを特定化学物質に追加

三酸化ニアンチモン^{*}を、化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加します。

これにより、三酸化ニアンチモンを含む製剤の製造や、これらを取り扱う業務（樹脂等により固形化された物を取り扱う業務を除く。）を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、作業環境測定や健康診断の結果、作業の記録などを30年間保存することが必要となります。

^{*}樹脂や繊維などを燃えにくくするための「難燃助剤」などに使われる化学物質です。

(平成29年3月公布、29年6月1日施行)

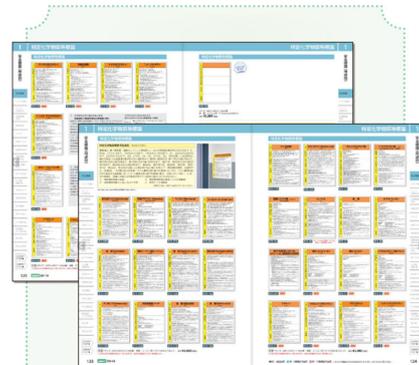
特定化学物質等標識

サイズ：600×450×1.2mm厚 材質：エコユニボード(2.5mmφ穴4スミ)

名称	三酸化ニアンチモン <i>Sb₂O₃</i>
人体に及ぼす作用	飲み込むと有害のおそれ 眼刺激 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 呼吸器の障害のおそれ 心臓の障害 長期又は反復ばく露による呼吸器の障害
取扱い及び保管上の注意	取扱い：保護具を着用する。 風所排気、全体換気を行う。 使用前に使用説明書を入力すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 眼に入れないこと。 粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 飲み込みを避けること。 皮膚との接触を避けること。 排気用の換気を行うこと。 保管：混触危険物質：三フッ化臭素、塩化ゴム、過塩素酸。 冷所、換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉して保管すること。 施錠して保管すること。
保護具	呼吸器の保護具：適切な呼吸器保護具を着用すること。 手の保護具：適切な保護手袋を着用すること。 眼の保護具：適切な眼の保護具を着用すること。 皮膚及び身体の保護具：適切な保護衣を着用すること。
応急措置	吸入した場合：気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。 目に入った場合：水で数分間注流でよく洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用している状態で外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。



使用例



ユニットの
SH-14カタログでは
他にも36種類の
特定化学物質等標識を
ご用意しています。



815-50 (三酸化ニアンチモン)